

意見書案 第 16 号
令和 5 年 9 月 22 日

長岡京市議会議長

三 木 常 照 様

発議者 広 垣 栄 治
進 藤 裕 之
大 伴 壘
干 場 志都恵
小 谷 宗太郎
中 村 亮 太

意見書の提出について

刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書（案）
を議会の議決をもって、それぞれあて先に提出されたく提案します。

刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書 (案)

えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つであると日本弁護士連合会が指摘しているように、個人の尊重を最高の価値として掲げる日本国憲法の下では、無実の者が処罰されることは絶対に許されず、えん罪被害者は速やかに救済されなければなりません。

再審は、誤判により有罪判決を受けたえん罪被害者を救済することを目的とした制度ですが、現行の法律では捜査で集められた証拠を開示する規定が明文化されておらず、真実を明らかにすることが難しいのが現状です。また、長い年月をかけて再審開始決定を得ても、検察官の不服申立てによって審理が長期化することもあります。

通常審では、不十分ながらも一定の要件で証拠開示がされるようになりましたが、しかし再審における証拠開示には、何一つルールがありません。その結果、証拠が開示されるか否かは、裁判官の個別判断や検察官の任意に委ねられてしまっています。

現行の刑事訴訟法の再審の規定は、日本国憲法第39条を受けて不利益再審の規定を削除しただけで、大正時代の旧刑事訴訟法のままです。ドイツではすでに50年以上も前に再審開始決定に対する検察の上訴を禁止しています。

また、証拠開示については2016年の刑事訴訟法の改正の附則において、「政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠開示」について検討を行うとしており、政府はこれをふまえて証拠開示の制度化を行うことが求められています。

よって、国及び関係機関におかれては、えん罪被害者を一刻も早く救済することと、併せてえん罪被害者をつくらないためにも、下記のことに取り組まれるよう強く要望いたします。

記

1. 刑事訴訟法の再審規定の改正を速やかに行い、再審における捜査機関の手持の証拠の全面開示と、再審開始決定に対する検察の不服申立ての禁止を規定すること。
2. 再審制度のよりふさわしい在り方について十分な議論の促進を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年9月22日

京都府長岡京市議会

宛先 衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
法務大臣